

永水地区水害について環境保全協定書に基づく協議を求める陳情書についての 意見陳述

本日は現地視察を実施いただきありがとうございました。現地の地理的情勢、防災施設の不備／未完成、防災施設の杜撰な管理状況を確認いただけたと信じております。

私達は永水洪水の責任の全てが（株）キリシマにあるとは思っておりません。しかしながら、ゴルフ場建設放棄地の防災施設が完備し、その維持管理が適切に行われていれば、かなりな部分を防ぎえたと判断しております。加えて適切な指導監督を行わなかった霧島市行政の責任も問うべきと思っております。

今回の水害で永水住民は100%被害者です。交通事故ではその過失割合が判断されます。水害原因の一つが集中豪雨であることは否定しません。（株）キリシマが全く無過失であるとの霧島市行政の見解には納得しておりません。

旧霧島町と（株）キリシマが締結しました開発協定書、環境保全協定書には協定書の誠実履行義務がうたわれておりますが、誠実に履行されてはおりません。多くの協議事項、承認事項が定められておりますが（株）キリシマはこれを履行しておりません。今後も、霧島市は企業誘致を推進されるでしょうが、協定書が誠実に履行されないことの前例とならないような対応が求められます。

環境保全協定書9条には「調査の結果、これらの原因がゴルフ場に起因するものと推定される場合には、乙は、故意又は過失の有無に関わらず誠意をもって被害補償その他の適切な措置を講ずるものとする。」と規定されております。

（株）キリシマの管理が不適切であると推定できる書類を多数、霧島市、鹿児島県に提出しております。ところが行政の担当者はそれらの書類を精査する義務を果たさず、（株）キリシマの報告を鵜呑みにしております。主要防災施設である調整池の工事進捗率は平成9年以降、全く工事をしていないという報告書を県に提出しておりますが鹿児島県はこれを見逃しております。霧島市は「管理責任は鹿児島県にある」と責任を回避します。（株）キリシマは県のパトロールを毎年受けていることを免罪符として過失を認めません。始良・伊佐振興局の担当者は過去、視察の度に何ら問題は無いとの報告を県本部へ報告しておりました。昨年、赴任された振興局の担当者が防災施設に問題ありと判断され、（株）キリシマに対し、初めて文書指導されました。これを引き金に一部の防災施設の工事が行われました。ところがこの指導文書で今後の防災施設設置の今後の方針の提出が求められ、それに対し（株）キリシマは「現状を維持します」という極めて悪質な文書を県に提出しました。何ら防災施設の整備を行わないという意思の表明であり、企業としてあるまじき文書です。

永水の住民は長年にわたり、防災施設の不備、維持管理の不適切を訴えてきました。昨年11月2日、霧島市行政と住民で（株）キリシマ抜きでの現地視察を行いました。結果、霧島市行政も現地の異常な状態を認識され、（株）キリシマに対して要請文書を発行されたことは一歩前進と評価しております。

私たちは法律の知識も無く、行政への対応の仕方も分からず、情報も無く、迷いながら、ようやく集めました資料で（株）キリシマの責任を問えると判断しました。この住民の気持ちをお汲み取り願います。

永水住民は今年も洪水が発生するのではと怯えております。今年も田植えが出来ないのでと恐れております。どうか、私達の陳情の意をお汲み取り頂いて採択いただき、霧島市行政が（株）キリシマと補償協議を開始するよう、ご指導願います。

提出しております文書で不明な点がございましたら説明させていただきます。よろしくお願いたします。